

北上地区消防組合職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

北上地区消防組合  
管理者 北上市長 伊 藤 彬

北上地区消防組合規則第 5 号

北上地区消防組合職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の管理職手当に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
<p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 <u>平成22年 4 月から平成23年 3 月までの間における職員に支給する手当の月額</u>は、<u>第 2 条の規定にかかわらず、同条に定める額から、当該額に次の表の左欄に掲げる職の区分に応じて同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1131 1082 2045 1396"><thead><tr><th data-bbox="1131 1082 1585 1134">職の区分</th><th data-bbox="1585 1082 2045 1134">割合</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1131 1134 1585 1187">事務局長、消防長</td><td data-bbox="1585 1134 2045 1187">1 0 0 分の 7</td></tr><tr><td data-bbox="1131 1187 1585 1240">消防次長</td><td data-bbox="1585 1187 2045 1240">1 0 0 分の 6</td></tr><tr><td data-bbox="1131 1240 1585 1347">事務局次長、課長、室長、署長</td><td data-bbox="1585 1240 2045 1347">1 0 0 分の 5</td></tr><tr><td data-bbox="1131 1347 1585 1396">副署長、分署長</td><td data-bbox="1585 1347 2045 1396">1 0 0 分の 4</td></tr></tbody></table>	職の区分	割合	事務局長、消防長	1 0 0 分の 7	消防次長	1 0 0 分の 6	事務局次長、課長、室長、署長	1 0 0 分の 5	副署長、分署長	1 0 0 分の 4
職の区分	割合										
事務局長、消防長	1 0 0 分の 7										
消防次長	1 0 0 分の 6										
事務局次長、課長、室長、署長	1 0 0 分の 5										
副署長、分署長	1 0 0 分の 4										

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。